

町民税・県民税申告相談について

町民税・県民税の申告相談を、令和5年2月14日(火)から3月15日(水)までの期間、茨城町役場でを行います。

町民税・県民税の申告は、令和4年中(令和4年1月1日から12月31日までの1年間)に得た所得を申告するものです。

令和5年度の町民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等は、この申告の内容が算定の基礎となります。また、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の申請の際に必要な所得証明書や課税証明書等もこの申告の内容に基づいて発行されます。申告する方は、期間内に申告してください。なお、収支内訳書等の用紙が必要な場合には、役場税務課の窓口で用意しておりますのでご利用ください。

1 申告会場・日時・注意事項等

申告会場	茨城町役場 2階 第2・3会議室
申告期間	令和5年2月14日(火)～3月15日(水) ※土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし、2月19日(日)及び2月26日(日)は実施します。
受付時間	午前8時～正午、午後1時～4時 ※ 役場玄関は午前8時に開扉します (※受付時間等が今回から変更となります)
相談開始時刻	午前8時40分
注意事項	① 入場の際に検温を実施します。37.5度以上の熱がある場合には、申告相談をお断りします。体調がすぐれない場合には、来場をご遠慮ください。
	② 三密回避と待ち時間短縮のため、下記のものを集計・作成してからご来場ください。集計・作成していない場合には、申告相談を受付できませんのでご注意ください。 ・申告相談受付票 (1月15日以降に全戸配布する「町民税・県民税申告相談について」に様式を掲載します。また、町ホームページからもダウンロードできます。) ・事業所得(営業・農業)、不動産所得を申告される方 ⇒ 収支内訳書または帳簿等 ・医療費控除を申告される方 ⇒ 医療費控除の明細書
	③ 待合室の席数は最小限にしていますので、車中待機等にご協力ください。
	④ 他の申告者の相談等の状況により、案内時間が前後する場合があります。
	⑤ 申告期間中、役場1階税務課窓口での申告相談は行いません。
問合せ先	税務課 住民税グループ ☎ 029-240-7114 (直通)

2 町民税・県民税申告が必要な方

令和5年1月1日現在で茨城町にお住まいの方は、町民税・県民税の申告が必要です。

ただし、次の①から④に該当する方は、町民税・県民税の申告が必要ありません。

- ① 収入が1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでおり、勤務先から茨城町に「給与支払報告書」が提出されている方
- ② 収入が公的年金収入のみで、年間受給額が148万円以下(昭和33年1月2日以降に生まれた方については98万円以下)の方
※①または②に該当する方でも、医療費控除、寄附金控除、扶養控除、生命(地震)保険料控除等の各種控除を追加または変更するためには申告が必要です。
- ③ 町内に在住している親族の税法上の扶養となっている方(健康保険の扶養とは異なります)
- ④ 所得税の確定申告書を税務署に提出される方

【重要】

収入がない方または非課税収入(遺族年金、遺族恩給、障害者年金、失業保険)のみの方でも、税法上ご自身の扶養(健康保険の扶養とは異なります)にもなっていない場合には、申告をしないと国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の保険料軽減措置を受けることができません。

また、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の手続きをする際に必要となる所得証明書や課税証明書等が発行できません。必ず申告をしてください。

文芸

《短歌》

○ガマの穂をフランクフルトみたいねと孫思いつつウオーキングする 佐藤よし子(谷田部)

●朝つゆが陽に照らされて散りばめたダイヤのごとく芝生に光る 平本 裕男(小幡)

●頂いた数多の毛糸前にしてあれやこれやの思案も楽し 浦井 正子(宮ヶ崎)

●日の暮れも早まりゆきて白鳥は時に帰るか連なりゆきぬ 二宮不二子(大戸)

●仰ぎ見る無数の星からメッセー ジ瞬きサイン解読ならず 内田 理(長岡)

「月見てる？」と娘のメールあり 久々の明るいニュース皆既月食 中島三千代(桜の郷)

●病癒え平穏な日々嬉しきと手編みのベスト友より届く 田口すい子(南川又)

●しずけさにわれ思うなりさみしさも自分が作るものであること 酒井 幸枝(上石崎)

●迫力は大地に根張り鉢破るゆずの木漣く吾もびつくり 大場 邦男(長岡)

●孫たちが帰ったあとの軒下で妻の瞳に火花またたく 萩谷 光保(越安)

【評】佐藤さんーガマの穂は本当にフランクフルトに似ている。見たら喜ぶだろうと孫へ語るように思いを詠む。平本さんー朝の光に照れる露の美しさに感嘆。散りばめたダイヤのようだという比喩が効いている。浦井さんー頂いた毛糸の山を前にして、何を編もうかとあれこれ想像している楽しいひととき。頂いた人への感謝も込めて詠う。

《俳句》

○鶯紅葉壁に向いて筆をとる 野口 秋夫(上石崎)

●山茶花の落花織り成すアートかな 内田 理(長岡)

●枕頭に老いの早起一書本 田口 正子(南川又)

●ごぶさたと友宛送る年賀状 浦井 正子(宮ヶ崎)

●黄や赤に山粧いて秋過ぐる 佐久間 勲(前田)

●忙しなき日々一輪の返り花 佐藤よし子(谷田部)

●この子等に戦なき世を七五三 中島三千代(桜の郷)

●冬晴れに布団を干してぬくぬくと 秋山 禮子(越安)

●菊をまとい政子稲荷神社に立つ 小堤美智子(小堤)

●冬に入る天体ショーの赤い月 村井 孝子(長岡)

【評】野口さんー鶯紅葉の這う様を擬人的に捉え、一気呵成に書き上げられた書画と重ねる。壁面を彩る赤が目につかび、華やかだ。内田さんー植物の美しさは散つてもなお、地面へと視線を落とすことで見出された、山茶花色の小路の鮮やかさを率直に詠んだ。田口(正)さんー早朝に一人愛読書へと目を通す時間。凜とした空気を味わう、満ち足りた瞬間だ。

【作品の送付先】

ハガキ等に3首、3句以内を書いて、住所氏名明記の上、月末までにお送りください。郵便：〒311-3192 茨城町小堤1080 茨城町秘書広聴課 宛

【問合せ先】

FAX：029(292)6748 秘書広聴課 ☎029(240)7126(直通)

消費生活センター

若者が狙われています！

怪しい儲け話に注意！

【18歳から成年】
令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年になると、一人で契約ができるようになる反面、未成年取消が出来なくなるため、契約の責任を自分自身で負うこととなります。トラブルに遭わないためにも、慎重な契約を心がけましょう。

事例

友人から「良い話がある」と誘われ、セミナーに出向くと投資の話だった。「投資運用ソフトを〇〇円で購入して投資をすれば確実に儲かる。お金がなければ、消費者金融で借りる方法もある。」「ソフトを友達に紹介すれば紹介料も入る。今契約しないとチャンス逃す。」などと長時間勧誘された。



トラブルに遭わないために

◆簡単に儲かるうまい話はない！
「簡単に稼げる」「儲かる」と言われてもすぐに契約しないようにしましょう。
・友人から勧誘されて断りにくいと思っても、契約したくなければ「契約しない」ときっぱり断りましょう。
◆借金をしてまで契約しない
「お金がない」と言われて断るうとして、クレジットカードや消費者金融で借金を求められる場合があります。稼ぐことができずに借金だけが残ることもあり、危険です。



消費トラブルでお困りの際は、消費生活センターへ相談しましょう。

【相談・問合せ先】

茨城町消費生活センター ☎029(291)1690(直通) 相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く) ※相談は無料です。相談内容は厳守されますので、安心してご相談ください。